

EPS 専門委員会における検討状況

- 当専門委員会では、IASB における IAS33 号の改正の検討に沿って、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」等を改正する公開草案の公表を予定していたが、IASB の EPS プロジェクトの一時中断を受け、検討を一時中断している。IASB では、依然として 2010 年中は EPS プロジェクトを再開しないこととされており、最終基準化は、2011 年以降となることが予想される。

1. ディスカッション・ポイント

- 昨年 12 月の「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴い、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」についても、所要の改正を進めているが、会計基準のコンバージェンスの観点から、貸借対照表日後に行われた株式分割、株式併合等の修正再表示の検討も行っている。また、当専門委員会の今までの審議に基づくと、IASB の今後の検討でも影響を受けないと考えられる IFRS との既存の差異や我が国の市場関係者から実務上の対応要請のある点（転換価格修正条項付転換社債（MSCB）の取扱い等）がある。そこで、これらの点を短期的に対応することとしてはどうか。なお、上記の点については、平成 21 年 5 月 7 日及び 12 月 21 日の企業会計基準委員会でも審議を行っている。

短期的な対応を行う改正項目と改正内容(案)は、以下のとおりである。

	改正項目	改正内容(案)
既 存 の 差 異	ストック・オプションに関する取扱い (適用指針第 22 項、第 53-2 項)	潜在株式調整後EPSの計算上、自己株式方式を用いる際に、行使による入金額に将来企業に提供される財貨又はサービスの付与日時点の公正価値を含める。
	子会社等が親会社の潜在株式となる証券等を発行した場合、及び親会社が子会社等の潜在株式となる証券等を発行した場合の取扱い (適用指針第 33-2 項)	日本基準では明文規定がないため、 <u>国際的な会計基準</u> と同様の取扱いを定める。
	貸借対照表日後に、株式併合、株式分割等が行われた場合の取扱い（注） (会計基準第 19 項、第 31 項、第 51 項、第 60 項、適用指針第 41 項)	EPS 計算上、変更後の株式数を遡及的に反映する。
	会計上の変更及び誤謬の訂正が行われた場合の取扱い	遡及処理の影響を EPS 計算に反映する。

	改正項目	改正内容(案)
	(会計基準第 30-2 項、第 30-3 項、適用指針第 36-2 項)	
その 他 の 改 正	四半期財務諸表の取扱い (適用指針第 37-2 項、第 63-2 項)	四半期会計基準に定められているが、EPS 基準においても、中間財務諸表の取扱いと同様、四半期財務諸表の取扱いも明記する。
	MSCB・MS ワラントの取扱い (実務対応報告 Q5-2)	<u>期中における</u> 転換価格(行使価格)の修正を考慮する。

(注) 当期中に株式併合、株式分割等が行われた場合の取扱いも、所要の改正を予定している。

2. 今後の検討スケジュール

専門委員会日程	委員会日程	主な審議事項
2月8日	2月25日	・EPS 会計基準等の文案検討
3月26日(予備日)	3月25日又は4月	・EPS 会計基準等の公開草案議決予定

以 上